

Iwamizawa Chamber of Commerce and Industry

岩見沢商工会議所だより

'22.12

発行所 / 岩見沢商工会議所
1西1 Tel22-3445 Fax22-3441

【No.490】

岩見沢商工会議所 会員限定 **無料法律相談会** ~ささいなことでもお気軽に~

開催日時 令和4年12月22日(木)
14:30~16:30

相談員 弁護士法人PLAZA総合法律事務所
弁護士 馬場 聡

Topics

- ・第64回永年勤続表彰式が開催されました **2**ページ
- ・令和5年度税制改正等の要望書を提出 **4**ページ
- ・マル経融資制度のお知らせ **3**ページ
- ・中小企業のための法律講座 **6**ページ

2022岩見沢プレミアム商品券についてのお知らせ

購入者の皆様へ

プレミアム商品券の使用期限 : 令和5年1月16日(月)まで
忘れずにご使用ください!

※使用期限を過ぎてしまうと使用できなくなりますので
忘れずにご使用ください!
取扱店のポスターを掲示しているお店で買い物をして
地元のお店を応援しましょう!



加盟店の皆様へ

換金手続きをお忘れなく!

最終換金受付は令和5年1月25日(水)です!

最終換金日を過ぎると換金できません。

持ち込み期間	振込日
毎月1日~10日持込み	20日振込
毎月11日~20日持込み	30日振込
毎月21日~末日持込み	翌月10日振込

※振込日が土日祝の場合は翌営業日
※最終換金日の令和5年1月25日を過ぎると
換金はできません。

●各種様式はHPに掲載しています
のでご確認ください。

<https://www.iwamizawacci.or.jp/syohinken2022/>



下記注意事項をご確認のうえ、期日までに忘れずに換金の手続きをお願いいたします。

【注意事項】

- ・最終換金日以降は、換金できません。
- ・年末年始や換金最終日は窓口が大変混雑し、待ち時間が長くなってしまうことがあります。あらかじめご了承ください。
- ・枚数が1,000枚を超える場合はご連絡ください。

問合先

岩見沢プレミアム商品券事業実行委員会
住所: 岩見沢市1条西1丁目16 岩見沢商工会議所内
TEL: 0126-22-3445

第64回永年勤続優良従業員表彰式開催

第64回永年勤続優良従業員表彰式が、11月22日(火)北海道グリーンランド ホテルサンプラザにおいて開催され、会員事業所から推薦のあった45名の方々に、永年の勤続と事業所の発展に尽力した功労を称え表彰状が授与されました。

表彰式では、松浦会頭より表彰状と記念品が贈られ、受賞者を代表して、岩見沢通運株式会社の樋口英明様から「盛大に表彰式を挙げて頂き深く感謝いたします。今後一層の努力をいたし、各企業の発展と岩見沢市の繁栄に尽くしたい」と謝辞がありました。

また、ご来賓として、公務ご多忙の中、松野 哲 岩見沢市長様、篠原藤雄 岩見沢市議会議長様、中川美枝 岩見沢公共職業安定所所長様にご出席を賜り、ご祝辞を頂きました。

今年度の受賞者は次のとおりです。(敬称略・50音順)

【40年以上】 1名

昭和マテリアル(株) 喜多濃 孝

【30年以上】 3名

岩見沢通運(株) 樋口 英明
(有)エムケーボデー 窪田 勝彦
武蔵商事(株) 相沢 香織

(以上、日本商工会議所会頭と岩見沢商工会議所会頭の連名表彰授与)

【20年以上】 14名

(有)エムケーボデー 窪田 秀樹
同 渡辺 昭次
(株)鈴木造園 渡辺 文雄
武部建設(株) 中田 孝志
同 山本 憲男
同 山谷 正人
千葉電気工事(株) 前田 雄二
北商建設運輸(株) 瀬部 考治
同 中西 義広
北清いわみざわ(株) 佐々木 利幸
同 沼田 克美
同 三橋 昭夫
松浦建設(株) 早坂 直樹
(株)美さき 阿部 美佐子

(以上、北海道商工会議所連合会会頭と岩見沢商工会議所会頭の連名表彰授与)

【10年以上】 17名

岩見沢市商店街振興組合連合会 平田 晋
岩見沢通運(株) 志田 裕之
同 馬岡 良和
(株)サン研ライフサービス 長谷川 絵里加
(株)四季彩 小久保 歩美
(株)空知総合企画 櫻井 克浩
武部建設(株) 佐藤 元太
千葉電気工事(株) 澤口 翔大
北清いわみざわ(株) 猪股 彰
同 大川 則吉
同 後藤 裕樹
同 吉田 ひとみ
(株)美さき 久保 利枝
同 佐藤 英樹
同 沢村 秀明
同 吉田 亮子
武蔵商事(株) 松本 友則

【5年以上】 10名

(株)サン研ライフサービス 川崎 義明
同 笹谷 琴乃
(株)四季彩 日川 陽介
(株)ソウシン 谷口 拓也
同 宮川 哲
(株)空知総合企画 高木 稔
(株)フィットネスラボ・ジャパン 山田 碧衣
北商建設運輸(株) 稲井 幾久美
(株)美さき 蓑島 秀哉
武蔵商事(株) 井田 雄一

(以上、岩見沢商工会議所会頭名の表彰授与)

永年勤続優良従業員



岩見沢通運(株) 樋口英明氏による謝辞朗読



永年勤続優良従業員表彰式

小規模事業者の資金調達をサポートします！

マル経融資制度のお知らせ

小規模事業者経営改善資金(マル経融資)は地区内小規模事業所の経営を応援するために商工会議所の推薦に基づき、無担保・無保証・低金利で融資される日本政策金融公庫の融資制度です。

融資限度額

2,000万円

融資金額が1,500万円を超える場合は、事業計画書等の作成が必要となります。

返済期間

運転資金
7年以内

(据置1年以内)

設備資金
10年以内

(据置2年以内)

利率

年利 1.13%

保証人・担保

不要

※マル経融資の年利は固定金利です。利率は12/1現在のものです。

融資相談会「一日公庫」を開催します

日時 12月16日(金) 10:00~16:00

会場 岩見沢商工会議所(1条西1丁目)

事前予約制です

詳しくはHPで

<https://www.iwamizawacci.or.jp/>

年末調整 個別指導・相談のご案内

ご相談は
お早めに!

岩見沢商工会議所では、年末調整の個別指導・相談を行っています。ご希望の方は下記の必要書類をご用意のうえ、岩見沢商工会議所へご連絡ください。

<必要書類>

- ・従業員、専従者、アルバイト等の給与がわかるもの
- ・扶養親族がわかるもの(扶養控除申告書等)
- ・給与所得者の生命保険、地震保険料等控除証明書、国民年金等証明書または領収書
- ・令和4年源泉徴収税納付済み納付書の控え等

源泉徴収税の納付期限 令和5年1月10日(火)

(納期の特例の承認を受けている場合は令和5年1月20日(金)まで)

法定調書の提出期限 令和5年1月31日(火)

インボイス制度登録について

いよいよ令和5年10月1日から「適格請求書等保存方式(以下インボイス制度)」が導入される予定です。10月1日からインボイスを発行するには、原則として令和5年3月31日までに登録申請を行う必要があります。ご自身がインボイス発行事業者になる必要があるのかどうかの「判断」が必要となってきます。岩見沢商工会議所では、インボイス対策の小冊子を配布しています。お気軽にお問合わせください。また、下記の通りセミナーを開催します。



インボイス制度対策セミナー

日時: 令和4年12月14日(水)

13:30~15:00

会場: 岩見沢平安閣

※事前にお申込を
お願いします

問合先: 岩見沢商工会議所 指導金融課 TEL:0126-22-3445

税制改正・小規模振興 対策予算に関する要望を提出



松浦会頭から松野市長へ要望を提出

令和5年度税制改正に関する要望及び小規模企業振興対策予算の拡充に関する要望を、稲津衆議院議員、渡辺衆議院議員、松野市長、篠原市議会議長に提出しました。

要望した項目は次のとおりです。

1. 令和5年度税制改正に関する要望

- 中小企業の成長投資を促す租税特別措置の確実な延長・拡充
- 中小企業の投資意欲に水を差す償却資産に係る固定資産税の廃止・軽減
- 中小企業向け賃上げ促進税制の繰越控除措置の創設
- インボイス制度導入の影響最小化策の提示と実行、導入延期の検討
- 中小企業の賃上げや設備投資を阻害する安易な法人増税は避けるべき

2. 小規模企業の支援体制の強化、支援策の拡充等に向けた具体的な要望事項

- 中小企業庁「経営力再構築伴走支援」の推進に資する商工会議所の経営支援体制の強化
- 加速するデジタル化に対応する小規模企業への支援強化
- 小規模企業振興事業の強化
- 改正小規模支援法に基づく「事業継続力強化支援計画」の作成支援
- 商工会議所の生産性向上・働き方改革への対応

令和5年新春会員交流会 中止のお知らせ

令和5年1月5日(木)に予定をしておりましたが、令和5年新春会員交流会は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、中止とさせていただきます。

問合せ

岩見沢商工会議所 総務課
TEL:0126-22-3445

岩見沢市新年交礼会開催のご案内

～ 各界各層の人達と一緒に会する新年交礼会を次のとおり開催いたします ～

- 日時** 令和5年1月4日(水) 17:00～
- 会場** 北海道グリーンランド ホテルサンプラザ (岩見沢市4条東1丁目)
- 申込期間** 12月1日(木)～15日(木)までに以下の場所で申してください。

※今年は飲食の提供はありませんので、会費は無料です。

- 市役所本庁 ■北村・栗沢支所 ■岩見沢商工会議所 ■JAいわみざわ本所 ■有明交流プラザ
- いわみざわ商工会本所・北村支所 ■IHK放声協会

～ 12月、1月の会議所行事予定～

商工会議所で予定されている講習会、相談会、検定日程等の行事をお知らせします！(12月10日現在)
なおホームページでは、新情報を随時更新しています。 <https://www.iwamizawacci.or.jp/>

- | | | |
|---|---|------------------------|
| 12月5日(月) 第162回日商簿記検定2・3級合格発表日 | ・ | 1月4日(水) 当所仕事始め |
| 19日(月) 第227回日商珠算検定申込受付開始
(2022年1月11日(水)まで) | ・ | 岩見沢市新年交礼会 |
| 22日(木) 会員向け無料法律相談会 | ・ | 10日(火) 第163回日商簿記検定申込開始 |
| 28日(水) 当所仕事納め | ・ | 16日(月) プレミアム商品券使用最終日 |
| | ・ | 25日(水) プレミアム商品券換金最終日 |

日商LOBO調査(早期景気観測)

【10月調査結果のポイント】

10月の全産業合計の業況DIは、▲20.7(前月比+2.6ポイント)。水際対策の緩和や全国旅行支援による客足の回復で、飲食・宿泊業などのサービス業や、百貨店などの小売業で業況が改善した。また、卸売業も小売業・サービス業向けの引き合い増加に牽引されて業況が改善した。製造業でも消費者向けの飲食品関連や日用品の受注増により業況が改善した。一方、建設業では、建設資材価格の高騰が続いており、価格転嫁も十分に行えず、業況悪化が継続した。感染状況が小康状態となり、売上増加が見込まれるが、資源・原材料価格高騰の長期化や、150円台まで進んだ円安等によるコスト増がさらなる重荷となり、中小企業の業況は改善を示すも力強さを欠いている。

業況DI(前年同月比)の推移

	22年 5月	6月	7月	8月	9月	10月	先行き見通し 11月~1月
全産業	▲20.4	▲20.3	▲17.8	▲21.0	▲23.3	▲20.7	▲22.2
建設	▲31.3	▲29.3	▲28.7	▲26.4	▲28.7	▲29.9	▲26.3
製造	▲15.4	▲19.8	▲17.9	▲18.9	▲23.3	▲20.1	▲24.1
卸売	▲20.2	▲22.0	▲18.1	▲24.8	▲27.2	▲21.1	▲23.2
小売	▲31.8	▲32.2	▲25.2	▲30.7	▲31.9	▲29.4	▲32.0
サービス	▲9.3	▲4.4	▲4.1	▲10.2	▲11.4	▲8.1	▲9.4

※「先行き見通し」は当月に比した向こう3カ月の先行き見通しDI

先行き見通しDIは、▲22.2(今月比▲1.5ポイント) 経済活動が正常化に向かう中、設備投資等の民間工事の受注増を期待する声が建設業で聞かれた。一方で、資源・原材料価格の高騰や円安の継続、人手不足に伴う人件費増加や電気代の上昇等、数多くのコスト増要因による企業経営への影響が懸念される。さらに、欧米のインフレ対策等による世界経済の鈍化への不安感も重なり、中小企業の先行きは警戒感が強まっている。

【建設業】

「民間工事は引き合いも増加し、今後も受注が見込めそうである。一方で、公共工事は受注数があまり無く、入札があったとしても資材価格や燃料価格の高騰によるコスト分が転嫁できず、採算悪化となる厳しい状況が続いている」(一般建設業)

「国際的なサプライチェーンの混乱が継続しており、資材や重機の納期が遅れることで人件費負担も増加している」(管工事業)

【製造業】

「取引先の飲食店の客足回復に伴って、受注数は伸びている。さらなる経営改善に向けて、外注していた一部製品について内製化を検討している。生産性向上もあわせて設備投資を実施していく。」(調味料製造業)

「受注数は増加傾向にある。一方で、円安の影響で輸入部品の価格高騰が続いており、価格転嫁のタイミングを図っている」(一般産業用機械製造業)

【卸売業】

「観光関係や飲食・宿泊業向けの納品が増加しており、売上は回復基調にある。しかし、円安や原材料価格の高騰により仕入価格が上昇する中で、人手不足対策のための人件費増も重なり、販管費の削減を徹底する必要がある」(食料・飲料卸売業)

「仕入価格の上昇分については、価格転嫁が行えている。今後は増加した販管費分を、いかに販売価格に転嫁するかが重要である」(家具・建具等卸売業)

【小売業】

「感染状況も落ち着き、外国人観光客の再来も重なって、売上が改善してきた。一方、円安による輸入品の価格高騰等、コスト負担は増加し続けているため、消費者のニーズに合った販売促進を進めるとともに、採算悪化を防ぐため、経費削減にも努めていく」(百貨店)

「店舗への客足の回復による売上増加に加え、コロナ禍を契機に始めたEC事業の売上も円安が功を奏し、大きく伸長している」(土産品小売業)

【サービス業】

「全国旅行支援の再開や、水際緩和による外国観光客の戻りにより、旅行者数が増加し、売上が回復してきている。コロナ禍の出口が見え始めてきた。このまま感染が落ち着き、観光需要に拍車がかかることを期待する」(宿泊業)

「少人数客での宴会はコロナ禍前程度まで戻ってきた。しかし、客数に見合う従業員の確保が出来ておらず、人手不足が深刻化している」(飲食業)

中小企業のための 法律講座

匿名の誹謗中傷との戦い

1. はじめに

近年、インターネット上の匿名の誹謗中傷やネガティブな投稿が大きな社会問題となっています。直近の例として、2020年において、SNS上での激しい誹謗中傷を受けたことを苦にして、プロレスラーの木村花氏が亡くなるという痛ましい事件がありました。

匿名の誹謗中傷やネガティブな投稿について、私人だけでなく企業も被害を受ける可能性が考えられます。例えば、インターネット上で匿名の悪質なデマ等が投稿されて、それが拡散されることにより、企業イメージの大幅な低下や売上の減少等の不利益を被る可能性が考えられます。そのため、匿名の誹謗中傷やネガティブな投稿について、投稿内容如何によっては、企業としても法的対応を取ることを検討する必要があります。

匿名の誹謗中傷等への対応として、主に、①悪質な匿名投稿の投稿者を特定すること、②投稿者に対する損害賠償請求を行うこと、③悪質な匿名投稿の削除を求めることが考えられます。本稿では①と③について取り上げたいと思います。

2. 匿名の投稿者の特定について

(1) プロバイダ責任制限法の改正について

令和3年4月にいわゆるプロバイダ責任制限法が改正され、本年10月に当該改正法が施行されました。当該改正法の大きなポイントとしては、匿名の投稿者を特定する手続（発信者情報開示請求）について、新たな裁判手続が創設された点が挙げられます。

(2) 従来の手続について

まず、従来の発信者情報開示手続の概要について説明したいと思います。これまでは、発信者を特定するために、①匿名投稿が書き込まれた電子掲示板等の管理者等（コンテンツプロバイダ）に対し、投稿者のグローバルIPアドレス（インターネットの世界における住所のようなもの）等の開示を求める法的手続をとり、当該手続によって開示されたグローバルIPアドレス等を基にアクセスプロバイダ（インターネット接続事業者等）を特定して、②アクセスプロバイダに対し、投稿者の現実の住所・氏名等の開示を求める法的手続を取る必要がありました。つまり、発信者の特定のために、2つの別個の法的手続を取

る必要がありました。

(3) 新たな手続の新設について

これに対し、改正プロバイダ責任制限法では、(2)の手続に加えて、一連の法的手続内で発信者情報の開示を求めることができる非訟手続が新設されました。具体的な手続の流れとしては、①コンテンツプロバイダに対し、発信者情報開示命令+（アクセスプロバイダ等の情報の）提供命令の申立てを行い、②①の過程で判明したアクセスプロバイダに対し、①と同一の手続内で、発信者情報開示命令の申立て+（発信者情報の）消去禁止命令の申立てを行う、というものです。当該手続の新設により、発信者情報開示手続の迅速化が期待されます。

3. 悪質な匿名投稿の削除について

悪質な匿名投稿の削除方法として、主に、①匿名の投稿者やwebサービスの運営者に対して、名誉権やプライバシー侵害に基づく差止請求を行い、当該投稿自体の削除を求める方法（投稿自体の削除）や、②インターネット検索サイトの検索事業者に対して、①と同様の請求を行い、当該投稿の検索結果の削除を求める方法（投稿へのアクセスを事実上遮断する）といったものが考えられます。

この点、①について、令和4年6月に着目すべき最高裁判決が出ました（最判令和4年6月24日裁時1794号48頁）。最高裁は、ツイッター上に個人の過去の逮捕情報がツイートされた事案について、当該情報を公表されない法的利益と（当該情報の記載された）各ツイートを一般の閲覧に供し続ける理由に関する諸事情を比較衡量し、前者が後者に優越する場合には本件各ツイートの削除を求めることが相当である旨判示し、ツイッター社に本件各ツイートの削除を命じました。当該最高裁判決の判断枠組みは、他の事案の検討にあたって参考にするものと思われます。



4. 最後に

インターネット上の匿名の誹謗中傷やネガティブな投稿について、投稿内容如何によっては、企業が大きな被害を受ける可能性が考えられます。そのような投稿を発見した場合、投稿内容を分析の上、早期に適切な対応を取る必要があります。

記事協力

弁護士法人 PLAZA 総合法律事務所
 弁護士 馬場 聡
 弁護士 小熊 克暢